

ヒト免疫不全ウイルス (HIV) の取り扱いに
関するマニュアル

令和 1 年 10 月 1 日

国立感染症研究所

国立感染症研究所病原体等安全管理規程（別冊1「病原体等のBSL分類等」）では、HIVのBSL分類は下記例外事項を除いてはBSL2とされ、取扱いについては別途規定のマニュアルに従うこととなっている。本マニュアルはBSL2としてHIVを取り扱う際の条件・注意事項等を示すものである。

条件

1. 感染性のHIVを含む可能性のある材料を取扱う全ての操作は生物学用安全キャビネット、あるいはその他の一次封じ込め装置を用いて行う。
2. HIVを含む材料を取扱う際は、他の実験室利用者がその状況を確認できるように培養装置等に明示する。
3. 注射針など鋭利な器具の使用は可能な限り避ける。
4. HIVを含む実験材料、取り扱った器具等は実験作業終了毎にオートクレーブ処理や次亜塩素酸処理などにより消毒・滅菌処理を行う。
5. ウイルス液の調製とその力価測定、患者検体からのウイルス分離などの通常の診断検査・研究に限定する。
6. 一度に20L以上の培養は、大量培養と定義し、これをBSL3で行う。また濃縮操作を行う場合は、その操作をBSL3で行うこととする。ここでいうウイルスの濃縮操作とは感染細胞上清を遠心等により濃縮する全ての操作をいう。濃縮操作により得られたウイルスはBSL2で取り扱う。
7. HIVの実験動物への感染実験はABSL2で行う。

その他の注意事項

1. 担当グループ長、室長等はHIVの培養やウイルス分離の実施に関するバイオハザード対策について関係職員へ周知させるとともに、取扱う全ての実験室の見やすい場所に、曝露後の予防対策手順を掲示する。
2. 担当グループ長、担当室長等は曝露後予防内服用の抗HIV薬を配備する。
3. 担当職員は、異常および緊急の事態が生じたときは、速やかに担当室長、担当部長、バイオセーフティ管理室長に通報し、指示を受ける。
4. 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」では、HIVはクラス3に分類されているため、遺伝子組換えHIVの取扱いについては、別途、文部科学省の大臣確認実験として承認された封じ込めレベルに従う。